

海上自衛隊訓令第25号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、水上戦術開発指導隊の編制に関する訓令を次のように定める。

令和2年9月30日

防衛大臣 岸 信 夫

水上戦術開発指導隊の編制に関する訓令

（任務）

第1条 水上戦術開発指導隊は、次に掲げる業務を行うことを任務とする。

- (1) 弾道ミサイル防衛、対空戦及び対水上戦に係る戦術（以下「水上戦術」という。）の開発及び改善に関すること。
- (2) 弾道ミサイル防衛、対空戦、対水上戦、対潜戦、電子戦及び水陸両用戦における自衛艦（護衛艦及びミサイル艇に限る。以下同じ。）の運用の改善に関すること。
- (3) 自衛艦に装備する誘導武器及び自衛艦に装備する電子計算機を利用した戦術情報を処理するための器材（以下「戦闘指揮システム」という。）並びに水上戦術、対潜戦、電子戦及び水陸両用戦に係る戦術に関し、自衛艦の乗員に対する配置についての訓練の指導、護衛艦隊の行う訓練に対する指導及び協力並びに地方隊の編成に加わるミサイル艇隊の行う訓練に対する協力（以下「海上訓練指導」という。）に関すること。
- (4) 水上戦術、対潜戦、電子戦及び水陸両用戦に係る戦術に関する戦術訓練装置を使用した自衛艦に対する訓練の指導及び講習（以下「装置訓練指導」という。）に関すること。
- (5) 自衛艦に装備する誘導武器及び戦闘指揮システムに関し、自衛艦の乗員に必要な知識及び技能を修得させるために必要な教育訓練（以下「教育訓練」という。）に関すること。
- (6) 前各号に掲げる業務に必要な調査及び研究に関すること。

（編制）

第2条 水上戦術開発指導隊は、水上戦術開発指導隊本部（以下「本部」という。）及び水上戦術開発指導分遣隊（以下「分遣隊」という。）をもって編成する。

（司令及び副長）

第3条 水上戦術開発指導隊の長は、水上戦術開発指導隊司令（以下「司令」という。）とする。

2 司令は、1等海佐をもって充てる。

3 司令は、海上訓練指導隊群司令の指揮監督を受け、水上戦術開発指導隊の隊務を統括する。

4 水上戦術開発指導隊に、副長 1 人を置く。

5 副長は、司令を助け、事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。

(本部)

第 4 条 本部に、次の 3 科及び 3 部並びに学生隊を置く。

総務科

企画科

整備科

戦術開発部

指導部

教育部

(総務科)

第 5 条 総務科においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 公印の保管、文書及び統計に関すること。

(2) 人事及び福利厚生に関すること。

(3) 秘密の保全に関すること。

(4) 会計及び物品の取扱いに関すること。

(5) 施設の維持管理に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、水上戦術開発指導隊の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(企画科)

第 6 条 企画科においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 海上訓練指導、装置訓練指導及び教育訓練の実施計画に関すること。

(2) 水上戦術の開発及び改善に関する調査及び研究並びに弾道ミサイル防衛、対空戦、対水上戦、対潜戦、電子戦及び水陸両用戦における自衛艦の運用の改善に関する調査及び研究並びに海上訓練指導、装置訓練指導及び教育訓練の実施に関する部外との連絡調整に関すること。

(3) 海上訓練指導、装置訓練指導及び教育訓練に関する記録統計の整理に関すること。

(4) 教育訓練の審査に関すること。

(5) 海上訓練指導、装置訓練指導及び教育訓練に必要な教材及び図書の収集整理、作成及び保存に関すること。

(整備科)

第 7 条 整備科においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 装置訓練指導及び教育訓練に必要な実習器材の維持管理に関する事。
 - (2) 電子教材の維持管理に関する事。
 - (3) 情報通信技術を活用した教育支援システムの維持管理に関する事。
- (戦術開発部)

第8条 戦術開発部に、次の4科を置く。

戦術開発第1科

戦術開発第2科

戦術開発第3科

戦術訓練装置運用科

(戦術開発第1科)

第9条 戦術開発第1科においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 弾道ミサイル防衛及び対空戦に係る戦術の開発及び改善並びにこれらに関する調査及び研究に関する事。
- (2) 弾道ミサイル防衛、対空戦及び電子戦における自衛艦の運用の改善並びにこれらに関する調査及び研究に関する事。
- (3) 前2号に掲げる事務に必要な資料の収集及び処理に関する事。
- (4) 弾道ミサイル防衛、対空戦及び電子戦に関する海上訓練指導の支援に関する事。
- (5) 部内の事務の総括に関する事。

(戦術開発第2科)

第10条 戦術開発第2科においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 対水上戦に係る戦術の開発及び改善並びにこれらに関する調査及び研究に関する事。
- (2) 対水上戦、対潜戦及び水陸両用戦における自衛艦の運用の改善並びにこれらに関する調査及び研究に関する事。
- (3) 前2号に掲げる事務に必要な資料の収集及び処理に関する事。
- (4) 海上訓練指導の支援に関する事(戦術開発第1科の所掌に属するものを除く。)

(戦術開発第3科)

第11条 戦術開発第3科においては、諸外国の戦術に関する調査及び研究に関する事務をつかさどる。

(戦術訓練装置運用科)

第12条 戦術訓練装置運用科においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 戦術訓練装置の操作及び運用に関する事。
- (2) 戦術訓練装置を用いた水上戦術の開発及び改善に関する調査及び研究の支援に関する事。

(3) 戦術訓練装置を用いた自衛艦の運用の改善に関する調査及び研究の支援に関すること。

(指導部)

第13条 指導部に、次の2科を置く。

指導第1科

指導第2科

(指導第1科)

第14条 指導第1科においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 海上訓練指導の実施及びこれに必要な調査及び研究に関すること（指導第2科の所掌に属するものを除く。）。

(2) 装置訓練指導の実施に関すること。

(3) 部内の事務の総括に関すること。

(指導第2科)

第15条 指導第2科においては、自衛艦に装備するイージス装置に係る海上訓練指導の実施及びこれに必要な調査及び研究に関する事務をつかさどる。

(教育部)

第16条 教育部に、次の2科を置く。

教育第1科

教育第2科

(教育第1科)

第17条 教育第1科においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 誘導武器の術科に関する教育訓練の実施に関すること。

(2) 前号に掲げる事務に必要な調査及び研究に関すること。

(3) 部内の事務の総括に関すること。

(教育第2科)

第18条 教育第2科においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 戦闘指揮システムの術科に関する教育訓練の実施に関すること。

(2) 前号に掲げる事務に必要な調査及び研究に関すること。

(学生隊)

第19条 学生隊においては、学生の身上、規律及び服務に関する事務をつかさどる。

(分遣隊)

第20条 分遣隊は、装置訓練指導の実施及びこれに必要な調査及び研究を行うことを任務とする。

2 分遣隊の長は、分遣隊長とする。

3 分遣隊長は、3等海佐をもって充てる。

4 分遣隊長は、司令の指揮監督を受け、分遣隊の隊務を統括する。

(分遣隊の編制)

第21条 分遣隊に、次の3科を置く。

総務科

指導科

整備科

2 総務科においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管、文書及び統計に関すること。
- (2) 人事及び福利厚生に関すること。
- (3) 秘密の保全に関すること。
- (4) 会計及び物品の取扱いに関すること。
- (5) 施設の維持管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、分遣隊の所掌事務で他の科の所掌に属しないものに関すること。

3 指導科においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 装置訓練指導の実施に関すること。
- (2) 装置訓練指導に必要な教材及び図書の収集、整理、作成及び保存に関すること。

4 整備科においては、装置訓練指導に必要な実習器材の維持管理に関する事務をつかさどる。

(科長、部長及び隊長)

第22条 科に科長を、部に部長を、隊に隊長を置く。

2 科長、部長及び隊長は、司令(部の科長にあつては部長、分遣隊の科長にあつては分遣隊長)の命を受け、科務、部務又は隊務を掌理する。

(委任規定)

第23条 この訓令に定めるもののほか、水上戦術開発指導隊の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附 則

1 この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

2 誘導武器教育訓練隊の編制に関する訓令(昭和57年海上自衛隊訓令第18号)は、廃止する。